

令和7年度沼津市青年教養講座開催業務委託 公募仕様書

本仕様書は、沼津市が、「令和7年度沼津市青年教養講座開催業務委託（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

令和7年度沼津市青年教養講座開催業務委託

2 業務目的

本業務は、青年が個人の教養や技術を身につけるとともに、地域での社会貢献の意識を高めることを目的とする。

3 業務概要

上記の目的を達成するため、青年を対象に教養を高め、新たな知識やスキル取得の契機を創出するとともに、直接的な体験や同年代とのコミュニケーションを通して青年の健全育成を推進する教養講座や交流活動を実施する。

4 業務内容

(1) 次に掲げる要件を満たす講座等の企画・立案及び運営

① 内容

- ア 青年が新たな知識またはスキルを習得できる多種多様な講座を、聴講のみでなく、受講者が実践できる形式で行うこと。（実践形式）
- イ 対象が限定的でなく、一般的に誰でも参加可能な講座であること。（公平性の確保）
- ウ 講座は、習熟度の深化を目的とせず、あくまで趣味やスキル取得の契機を創出し、継続的な受講を要しないプログラムとすること。（民業圧迫の防止）
- エ 社会的信頼と専門性を保持する者が講師を務めること。（信頼性・専門性の確保）
- オ 講座は、健康増進、趣味や技術の向上、地域に対する愛着形成の3つのジャンルをそれぞれ1つ以上実施すること。（健全育成の推進）
- カ 青年世代の現代ニーズを鑑みた効果的な広報、プログラムであり、多くの参加者の確保が期待できる工夫がされていること。（費用対効果の追求）
- キ 講座終了後、受講したスキル等の更なる向上を希望する受講者を支援できる体制が整備されていること。（青年教育推進）
- ク 青年同士が新たな仲間を形成できるよう、講座の受講者が行う青年同士の新たな仲間づくりや社会参加の活動を支援する体制が整備されていること。（社会参加）
- ケ 参加者に対する相談・助言等の支援を行うこと。（参加者の支援）

② 実施場所

- ア 「INN THE PARK」や「ららぽーと沼津」など注目度の高い施設や商店街の空き店舗など当課が指定する施設の使用に努めること。なお、実施場所については、契約締結後に委託者及び受託者が協議の上決定する。
- イ 沼津市内の施設を活用すること。（参加者の交通手段や駐車場等を考慮すること）

③ 対象者

- 沼津市内に居住又は通勤し、次のいずれかに該当する者
- ア 概ね 18 歳（高校生を除く）以上 39 歳以下の青年（令和 7 年 4 月 1 日現在）
- イ アに該当する青年の参加に資する者

④ 実施日程

- 令和 7 年 6 月から令和 8 年 3 月上旬までの期間で、参加者が参加しやすい日程を設定すること。

⑤ 実施回数

- ア 全 9 種以上の講座を開催する。
- イ 各講座に引き続き受講者を対象とする交流会を開催する。
（以下、一連の講座及び交流会を「講座等」とする。）

⑥ 募集人員

- ア 10～30 人程度
- イ 各講座の特性を考慮し、個々に効果的な定員数を設定すること。

⑦ 参加料

- ア 各講座等において、必要な教材や食事代等の費用を別途参加者から徴収することができる。
- イ 費用の徴収については、募集において明示すること。

⑧ 委託料の範囲

- 講座の開催にあたり、必要な経費は全て委託料に含むものとする。

⑨ 実施業務

- ア 講座等の広報、参加者募集・受付
- イ 講座等の開催
- ウ 参加料の徴収
- エ 保険の加入
- オ 会場の借り上げ及び会場運営・撤去
- カ 講座等に必要な物品等の準備
- キ 当日の受付、参加者誘導、司会進行
- ク 写真撮影（実績報告）
- ケ 参加者に対する相談・助言等のサポート
- コ 欠席者へのフォロー

サ 苦情等の対応

⑩ その他

ア 各講座等の広報について委託者と打合せすること。

イ 講座等開催前に、当日の企画案、台本等を作成・提出すること。

ウ 必要に応じて、講座等で使用する資料を作成すること。

エ 参加申込が定員を超過する場合は、参加者を抽選により決定する。抽選する場合は上記③対象者のうちアに該当する者を優先すること。

オ 教材の準備支援

各講座の講師と調整し、参加者の教材準備に係る支援を行う。

なお、参加者から教材等の費用を徴収し、一括して手配する場合は、決算書を作成し、適正に管理すること。なお、委託者の求めに応じ関係書類を提出することとする。

カ 行事における食事代等の費用を参加者から徴収する場合は、決算書を作成し、適正に管理すること。なお、委託者の求めに応じ関係書類を提出することとする。

(2) 参加者へのアンケート等の実施及び委託者への集計結果報告

参加者に対し、各講座の最終回にアンケートを実施し、委託者に集計結果を報告すること。アンケート内容については、委託者から指示する。

5 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

6 成果品等

本業務完了報告書 1部及びデータ一式

各講座等終了時に速やかに報告書を提出し、すべての講座等終了後に最終の報告書を提出すること。

(1) 各講座等終了後の報告書

（内容）開催報告、写真、出欠名簿、講座等に関する感想まとめ

(2) 最終の報告書

（内容）全講座等の内容をまとめた報告書、写真、出欠名簿、参加者アンケート集計結果、打合せ記録、その他関係資料

7 再委託の制限

(1) 受託者は本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を報告し承諾を得なければならない。

8 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務に遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律および関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上定めるものとする。
- (5) 本業務委託料の支払いは、円滑な運営を図るため、契約後、契約金額の2分の1を限度に前金払いを可能とする。なお、本業務において、「沼津市業務委託契約約款」第32条の規定は、適用しないものとする。また、業務完了確認後、残金を支払うものとする。支払いは適法な請求書受領後、30日以内に行うものとする。

以上